

岩手県告示第281号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始をする旨起業者国土交通大臣から申立てがあった。

平成27年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 事業の種類 一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・岩手県陸前高田市気仙町字福伏地内から同市気仙町字丑沢地内まで及び同市気仙町字荒川沢地内から同市竹駒町字相川地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事
- 2 収用の手続を開始する起業地 岩手県陸前高田市気仙町字福伏、字要谷、字水上、字牧田、字上長部、字月山及び字丑沢地内
- 3 使用の手続を開始する起業地 岩手県陸前高田市気仙町字福伏、字要谷、字水上、字牧田、字上長部、字月山及び字丑沢地内
- 4 収用又は使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 陸前高田市役所